

No	種別	質問	回答
1	障害福祉	障害分野の障害分野の福祉・介護職員等特定処遇改善加算では社会福祉士、介護福祉士、PSWの他に保育士、心理担当職員、サピ管、見発管など幅広い資格が認められているが、 通知で挙げられている資格を保有する勤続10年以上（勤続年数については法人の裁量が認められている。）の職員は全て経験・技能のある障害福祉人材に分類しなければならないのか。それともこれらの資格を踏まえた中で、法人の裁量で対象となる資格を検討しグループ分けを設定することが可能なのか。	通知で挙げられている資格を保有する勤続10年以上（勤続年数については法人の裁量が認められている。）の職員は全て経験・技能のある障害福祉人材に分類しなければならないが、賃金改善額に差をつけることは可能。 ※厚生労働省確認済。
2	障害福祉	既に高賃金(例えば年額600万円以上)を得ている職員には賃金改善を行わない事は出来るか。	可能であるが、国通知で示された配分方法は遵守する必要がある為、平均賃金改善額等を算出する際には当該職員も含めること。なお、当該職員が「その他の職種」の者である場合、特定加算による賃金改善の対象とならないとされている為、留意すること(当該QAのNo3参照のこと)。
3	障害福祉	賃金改善の配分方法において、「その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと(賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない)」と規定されているが、 ①賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合は、前年度賃金で判断するのか。 ②また特定加算による賃金改善の対象とならないとは、以下の目的で平均賃金等を算出するにあたり、その職員は除外するという事か。 1) その他の職種の平均賃金が他の障害福祉人材の平均賃金を上回らない場合、両グループの平均賃金改善額が等しくなる(1:1)までの改善を可能とする。 2) 平均賃金改善額2:1:0.5を求む時 3) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の⑨に記載するその他の職種の平均賃金改善額、賃金の総額、人数	① お見込みのとおり。※厚生労働省に確認済。 ② お見込みのとおり。賃金改善の対象外であるが、cグループには含まれる為、お示しの項目を算出する際には、除外しない。(令和元年9月11日訂正)
4	障害福祉	既に高賃金(年額440万)を支払っている職員が多数いる場合でも、さらに賃金改善を行う必要があるのか。	既に440万円以上の者がいることは「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」P4に規定する配分方法のひとつを満たすものではあるが、前提として、障害福祉サービス事業者等は、特定加算の算定額に相当する職員の賃金の改善を実施しなければならない(当該通知P2参照)、既に高賃金を支払っていたとしても、特定加算によって得られる加算額は、新たな賃金改善に充てなければならない。
5	介護保険	Aグループのうち1人は改善額が月額平均8万円もしくは改善後の賃金年額440万円の例外的取り扱いに「小規模事業所等で加算額全体が少額である場合」とあるが、少額の範囲の判断基準は。	「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に、「合理的な説明を求めると」と記載されており、合理的な説明かどうかは個別の判断となる。
6	介護保険	説明会資料のp22の右下に平均賃金について、CがBより低い場合、平均賃上げ額を、基本の1:0.5ではなくBと同等の水準(1:1)とすることが可能とあるが、平均賃上げ額がA経験・技能介護職員:Bその他の介護職員:Cその他の職員=4:1:1で良いということか。	Aグループの改善額:Bグループの改善額=2以上:1とする必要がある。 問のようにBグループの改善額:Cグループの改善額を1:1とする場合、「2以上:1:1」となる必要がある。
7	介護保険	勤続10年以上の介護福祉士について、 ・QAでは、同一事業所・法人でなくても可とあるが、介護福祉士の資格取得してから10年以上他法人を含め介護業界で勤務したものをさすのか、介護業界で10年以上勤務しているが介護福祉士としての経験年数は問わないのか。 ・10年以上の勤務実績の担保はどのようにするのか	介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方については、各事業所の裁量で柔軟に設定できるため、事業所において決定すればよい。 ・そもそも10年以上にこだわる必要はない。 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 問4